

山口県ゼロ・エネルギー・ハウス啓発・導入支援補助金交付要領

(趣旨)

第1条 山口県ゼロ・エネルギー・ハウス啓発・導入支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）及び補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の定めによるほか、この要領に定めるところによる。

(用語)

第2条 この要領で使用する用語は、特に定めのない限り、要綱において使用する用語の例による。

(補助対象設備等)

第3条 要綱第3条に規定する「再生可能エネルギーの自家消費の拡大措置のための設備」は別表第1-1、「高度エネルギーマネジメント設備」は別表第1-2、「山口県産省・創・蓄エネ関連設備」は別表第1-3に定めるものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、別表第2に定めるとおりとする。

(補助金の交付)

第5条 補助金の交付を受けることができる回数は、同一の住宅につき1回とする。

(補欠者)

第6条 知事は、要綱第6条第2項による抽選で、当選者以外の者の中から一定数の補欠者を選出し、その補欠順位を決定することができる。

2 要綱第7条第1項に規定する期日を過ぎた日に、申請額が予算額に満たない場合は補欠者を前項で定める順に繰り上げて当選者とみなす。

3 補欠者は、第10条に規定する内覧会の開催期間の最終日までに当選の通知がなかった場合、補助対象外となる。

(補助金の交付申請)

第7条 当選者が、要綱第7条による補助金の交付申請を行う場合の添付書類は、別表第3に定めるものとする。

(実績報告等)

第8条 当選者が、要綱第10条による実績報告を行う場合の添付書類は、別表第4に定めるものとする。

(補助金の請求及び交付)

第 9 条 知事は、当選者から提出のあった補助金支払請求書が適正であれば、請求書を受理した年度の 3 月 31 日までに支払うものとする。

(財産処分の制限期間)

第 10 条 規則第 18 条第 2 項に基づく補助事業により取得した新築 Z E H 又は新築 Z E H + 等に関する処分の承認を要しない期間は、事業の完了日から 6 年とする。

(内覧会の実施)

第 11 条 要綱別表で補助要件として定める内覧会は、別に定める期間に開催し、原則、別表第 5 に定める要件を満たすものとする。

(アンケート調査の実施)

第 12 条 要綱別表で補助要件として定めるアンケート調査は、計 2 回実施し、調査対象時期及び調査内容等は別表第 6 に定めるものとする。

(事業効果の把握)

第 13 条 当選者は、県が事業の実施による温室効果ガスの削減量等を把握しようとするとき、県の求めに応じて、これらの情報を県に報告するものとする。

(書類の提出方法)

第 14 条 書類の提出は、受付機関あてに郵送（簡易書留など郵便物の送達過程が記録されるものに限る）又は電子メール（添付ファイルはすべて P D F 形式に変換し、暗号化して送付する場合に限る）により行うものとする。

2 規則及び要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、1 部とする。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 5 日から施行する。

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 7 年 4 月 3 日から施行する。

別表 1－1（第 3 条関係）

再生可能エネルギーの自家消費の拡大措置のための設備	
おひさまエコキュート	ヒートポンプ技術により、大気熱を利用し、給湯するシステムで太陽光発電の電気を活用したもの
家庭用蓄電池（初期実効容量 5 kWh 以上）	太陽光発電システムの電気を定置用リチウムイオン蓄電池に蓄電し、住宅の電気に利用するシステムであるもの（ただし、初期実効容量 5 kWh 以上のものに限る）
E V 等充電（充放電）設備	太陽光発電システムの電気を電気自動車（プラグインハイブリッド車を含む。以下「E V 等」という。）に充電できる設備又は太陽光発電システムの電気を E V 等に充電し、E V 等の電気を施設へ放電（給電）できるシステムであるもの

別表 1－2（第 3 条関係）

高度エネルギーマネジメント設備
H E M S（Home Energy Management System）により、太陽光発電設備等の発電量等を把握したうえで、住宅内の暖冷房設備、給湯設備、省エネ設備等を制御可能である設備

別表第 1—3 (第 3 条関係)

山口県産省・創・蓄エネ関連設備		
太陽光発電システム	太陽電池を利用して電気を発生させるための設備で、住宅の電気に利用するシステムであるもの	
家庭用蓄電池	太陽光発電システムの電気を定置用リチウムイオン蓄電池に蓄電し、住宅の電気に利用するシステムであるもの	
V 2 H	太陽光発電システムの電気を E V 等に充電し、E V 等の電気を施設へ放電（給電）できるシステムであるもの	
太陽熱利用給湯システム	分離型 (強制循環型)	太陽熱エネルギーを集熱器に集めて給湯に利用するシステムで集熱器と蓄熱槽が独立しており、動力を用いて不凍液等を強制循環させるシステムであるもの
	一体型 (自然循環型)	太陽熱エネルギーを集熱器に集めて給湯に利用するシステムで貯湯部分と集熱器部分が一体となった自然循環型のシステムであるもの
太陽熱利用空調システム	太陽熱エネルギーを集熱器に集めて住宅の空調等に利用するシステムであるもの	
地中熱利用システム	年間を通して安定した温度の地中熱を熱源とし住宅の空調等に利用するシステムであるもの	
ペレットストーブ	木質ペレットを熱源とし住宅の暖房等に利用するシステムであるもの	
家庭用燃料電池 (エネファーム)	都市ガス、L P ガスから水素を取り出し、空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の熱を給湯等に利用するシステムであるもの	
断熱材・断熱サッシ	住宅の壁や窓からの外気温を伝わりにくくする設備で、冷暖房効率の改善等によりエネルギー消費量の削減に資するもの	
高効率給湯機	電気ヒートポンプ給湯機	ヒートポンプ技術により、大気熱を利用し、給湯するシステムであるもの
	潜熱回収型 ガス給湯機	ガスの燃焼熱を利用して湯を沸かし、排熱を回収し、再利用するシステムであるもの
	潜熱回収型 石油給湯機	石油の燃焼熱を利用して湯を沸かし、排熱を回収し、再利用するシステムであるもの
	ヒートポンプ・ガス瞬間式 併用型給湯機	熱源設備が電気式ヒートポンプと潜熱回収型ガス機器と併用するシステムで、貯湯タンクを持つもの
温水式床暖房	熱源機で加熱した暖房用の温水を、暖房用のポンプで居室に設置した床暖房に循環させ、住宅の暖房に利用するシステムであるもの	
ヒートポンプ式セントラル空調システム	ヒートポンプを熱源とし、すべての居室、廊下など建物全体の空調等に利用するシステムであるもの	

別表第 2（第 4 条関係）

補助対象経費	
経 費 区 分	内 容
設計費	事業に必要な設計に要する経費
設備費	事業に必要な設備、建築材料の購入に要する経費
工事費	事業に必要な工事に要する経費
事務費	事業に必要な事務に要する経費

別表第 3（第 7 条関係）

添付書類	備 考
内覧会を開催する予定の住宅が Z E H であることを証する書面	以下のいずれかに該当するもの ① 国の Z E H に関する補助金の交付決定通知書又は補助金交付申請書・実施計画書の写し ② B E L S に係る評価書（Z E H マークが表示されるものに限り）又は評価申請時の Z E H に関する表示についての一次エネルギー計算書の写し ③ フラット 3 5 S（Z E H）の適合証明書若しくは設計検査申請書又は竣工現場検査・適合証明申請書の写し
内覧会を開催する予定の住宅が Z E H に E V 等の充電設備又は充放電設備を備えたものであることを証する書面	内覧会を開催する予定の住宅が Z E H であることを証する書面及び E V 等の充電設備又は充放電設備の設計書又は仕様書の写し等、記載した設備の型番が確認できるもの
内覧会を開催する予定の住宅が Z E H + であることを証する書面	以下①②のいずれかに該当するもの ① 国の Z E H + に関する補助金の交付決定通知書又は補助金交付申請書・実施計画書の写し ② B E L S に係る評価書（Z E H マークが表示され、Z E H + 以上の評価となっているものに限り）又は評価申請時の Z E H に関する表示についての一次エネルギー計算書の写し及び Z E H + 等要件関連設備に係る設計書又は仕様書の写し等、記載した設備の型番が確認できるもの
工事請負契約書（売買契約書、注文書等）の写し	当選者及び補助対象事業を行う場所（建築予定地）、事業完了予定日が分かるもの
納税証明書	発行後 3 か月以内の原本又は写しであること
住まいに関するアンケート調査（申請時）の回答書	アンケート様式は別に定める

別表第4（第8条関係）

添付書類	備 考
住宅の引渡証明書（工事完了報告書又は保証書の写しでも可）	引渡証明書の様式は任意 引渡証明書については、国ZEH化等支援事業※「完了実績報告書」に添付したものの写しでも可 ※二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅におけるネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）化等支援事業）
山口県産省・創・蓄エネ関連設備の設置状況を示す写真	実績報告書に記載した設備の型番（形式名、製造番号等）が確認できる写真及び設置が完了したことを示す写真を添付すること なお、地中熱利用システム及び断熱材については、施工中の写真も併せて添付すること 但し、写真で型番を確認できない設備の場合は、設計書又は仕様書の写し等、記載した設備の型番が確認できるものを添付すること
領収書等の写し	当選者が、補助対象経費を支払ったことを確認可能なもの
内覧会を開催した住宅がZEHであることを証する書面	以下のいずれかに該当するもの ① 国のZEHに関する補助金の交付決定通知書及び額の確定通知書の写し ② BELSに係る評価書（ZEHマークが表示されるものに限る）の写し ③ フラット35S（ZEH）の適合証明書の写し ※申請時に提出した場合は省略可
内覧会を開催した住宅がZEHにEV等の充電設備又は充放電設備を備えたであることを証する書面	内覧会を開催した住宅がZEHであることを証する書面及びEV等の充電設備又は充放電設備の設計書又は仕様書の写し等、記載した設備の型番が確認できるもの ※申請時に提出した場合は省略可
内覧会を開催した住宅がZEH+であることを証する書面	以下①②のいずれかに該当するもの ① 国のZEH+に関する補助金の交付決定通知書及び額の確定通知書の写し ② BELSに係る評価書（ZEHマークが表示され、ZEH+以上の評価となっているものに限る）の写し及びZEH+等要件関連設備に係る設計書又は仕様書の写し等、記載した設備の型番が確認できるもの ※申請時に提出した場合は省略可

Z E H＋等要件関連設備の設置状況を示す写真	Z E H＋等要件関連設備に係る実績報告書に記載した設備の型番（形式名、製造番号等）が確認できる写真及び設置が完了したことを示す写真を添付すること 但し、写真で型番を確認できない設備の場合は、設計書又は仕様書の写し等、記載した設備の型番が確認できるものを添付すること
内覧会開催状況がわかる写真等	以下のすべてを添付すること ① 新聞広告やH P等の内覧会の広報に使用した資料 ② 内覧会の様子がわかる写真 ③ Z E Hに係る説明資料※ ④ 山口県産省・創・蓄エネ設備に係る説明資料※ ※冊子等、複数ページから構成される場合、該当ページの写しでも可 ※県が作成したリーフレット等を使用する場合、表紙のみの写しでも可
補助金支払請求書	振込先は、当選者の銀行口座とすること

別表第5（第11条関係）

項目	要 件
開催日程	○開催日数は、補助金交付決定を受けた年度内の2日以上とし、開催時間は午前9時から午後5時までの各日2時間以上とすること ○荒天等により内覧会を中止する場合は、追加日程を確保すること
広報	○新聞広告やHP等により内覧会の開催を幅広く周知すること ○広報の目的で、内覧会の開催日時、開催場所等の情報を山口県HPに掲載することや山口県SNSで発信することを承諾すること
情報提供	○参加者に対して、ZEHのメリットを図面、写真、パネル、イラスト等の資料を用いてわかりやすく説明すること ○参加者に対して、山口県産省・創・蓄エネ設備について、パンフレット、写真、パネル等の資料を用いて説明すること ○県の環境保全に係る取組の啓発に協力すること
安全対策	○参加者に対し、内覧会開催場所における安全上の注意点を説明するなど、必要な安全対策を講じること ○内覧会開催場所にて参加者に事故があった場合は、当事者間で解決することとし、県は一切の責任を負わないものとする
その他	○新型コロナウイルス感染症の感染状況等に応じ、予約制の導入や参加人数の制限など、感染防止対策の徹底を図ること

別表第6（第12条関係）

	住まいに関するアンケート調査 (申請時)	住まいに関するアンケート調査 (事業完了1年後)
調査時期	交付申請時	内覧会の開催時期に応じて実施
調査対象者	当選者	当選者
対象住宅	交付申請時点で居住している住居	事業完了後に居住している住居
調査内容	・当選者の属性 ・対象住宅の設計、設備、エネルギー使用量※ ※交付申請1年前から交付申請の前月までの1年間分 ・ZEHに関すること 等	・当選者の属性 ・対象住宅の設計、設備、エネルギー使用量※ ※事業完了の翌月から1年間分 ・ZEHに関すること 等
提出期限	要綱第7条による交付申請の提出期日と同様	別に定める期日
提出先	受付機関	受付機関